

指定居宅介護支援事業所（特別養護老人ホーム赤石寮）重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(長野県指定 第2072500198号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定結果がまだでていない方でも認定を受けていればサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 萱垣会
- (2) 法人所在地 長野県飯田市鼎一色551
- (3) 電話番号 0265-22-1368
- (4) 代表者氏名 理事長 萱垣 憲英
- (5) 設立年月 昭和36年5月1日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定居宅介護支援事業所

(2) 事業の目的

介護が必要となった方々の心身の状況を把握し、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止を念頭におき、適切な福祉サービス及び保健医療サービスが、利用される方の

選択に基づいて、総合的かつ効率的に提供され、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。

(3) 事業所の名称

赤石寮居宅介護支援事業所 平成12年3月15日 2072500198号

(4) 事業所の所在地

長野県下伊那郡阿南町新野28番の4

(5) 電話番号

0260-24-2316

(6) 事業所長（管理者）氏名

牛山 祥子

(7) 当事業所の運営方針

利用される方の意志を最も尊重し、常に利用される方の立場に立ち、適切な福祉サービス及び保健医療サービスが、総合的かつ効率的に提供されるようケアプランを作成致します。特にケアプラン作成にあたっては、阿南町及びサービス提供事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

(8) 開設年月

平成12年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

阿南町全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	日曜、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び8月14、15、16日、12月29日から翌年1月3日までを除く毎日 (緊急対応が必要な場合はその限りではない)
営業時間	8:30~17:30

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）兼務				1名	
2. 介護支援専門員				1名	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

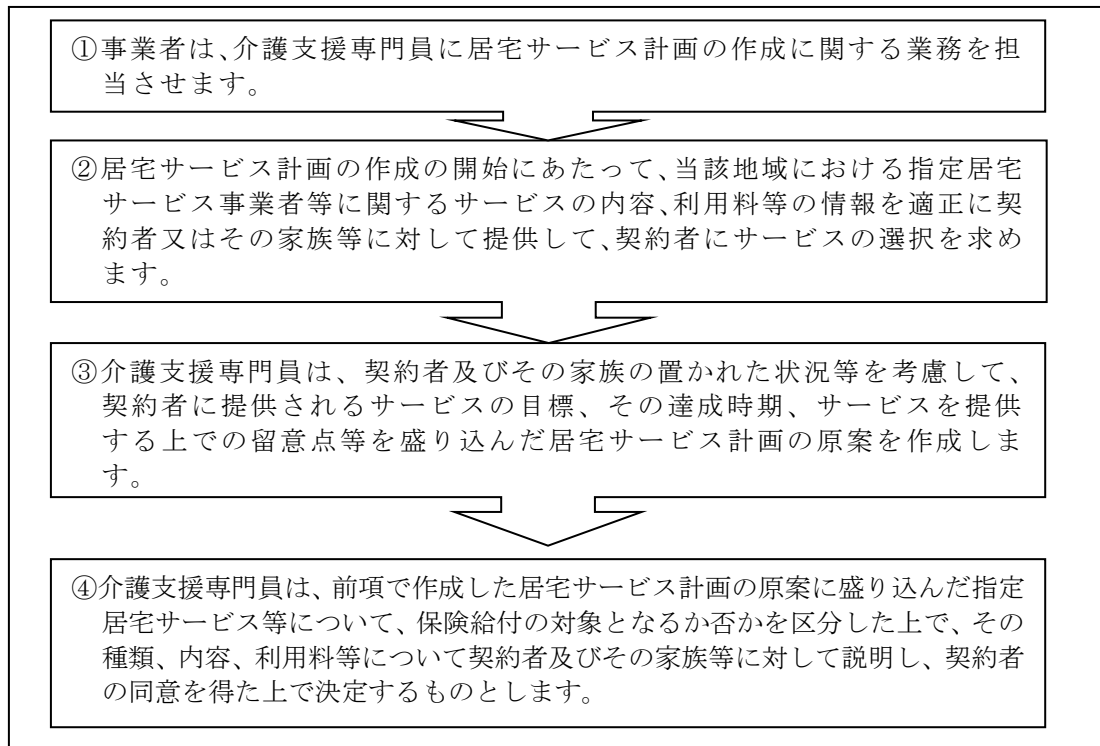
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）＊

<サービスの内容>

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 苦情解決責任者 エリア長 芝田 和弘
苦情受付責任者 介護支援専門員 堤 幸文
赤石寮第三者委員 土屋 好文
金田 芳子
後藤 禮子
- 受付時間 毎週月曜日～日曜日 8時30分 ～ 17時30分

（2）行政機関その他苦情受付機関

阿南町介護保険担当課	所在地 長野県下伊那郡阿南町東条58-1 電話番号 0260-22-2141 受付時間 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 長野県西長野加茂北143-8 電話番号 026-238-1550 受付時間 9:00～17:00
長野県社会福祉協議会	所在地 長野県若里1570-1 電話番号 026-226-4126 受付時間 9:00～17:00

8. 秘密保持について

（1）従業員の秘密保持

当事業所の介護支援専門員、その他従業員、または従業員が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことが内容、社会福祉法人萱垣会服務規程、社会福祉法人萱垣会就業規則に謳い秘密保持に努めています。

（2）サービス担当者会議等における秘密保持

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとし秘密保持に努めています。

9. 事故発生時の対応について

（1）利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生したとき

当事業所において、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生したとき、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。また、守秘義務等に違反した場合も同様とします。

(2) 事故予防について

損害賠償に備えて保険に加入するとともに、万が一、事故が起こってしまった時には、事故再発を防ぐために原因を解明し、対策を講じるようにします。

10. 第三者評価の受審状況

実施の有無	実施年月日	評価機関の名称	評価結果の開示状況
なし	—	—	—

11. 公正中立なケアマネジメントの確保

ケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、以下の2点を利用者やその家族に説明し、公正中立なケアマネジメントの確保に留意します。

- ① 複数の居宅サービス事業所の紹介を求めることが可能であること
- ② 当該居宅サービス事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能であること

12. 入院時の情報共有について

入院時に、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた居宅サービスの情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながる。

よって、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えられるよう、介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管ください。

13. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況

別紙（居宅介護支援サービス利用割合等説明書）の通り。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 特別養護老人ホーム赤石寮

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名

印

代理人 氏名

印

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管する（苦情報告書は5年間）とともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

2. 損害賠償について（契約書第12条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができ

ますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 13 条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第 14 条、第 15 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第 16 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

改正

- 平成 25 年 8 月 20 日 一部改正 「苦情の受付について」
- 平成 26 年 1 月 8 日 一部改正 「営業日」
- 令和 7 年 6 月 28 日 一部改正 「代表者氏名変更」